

契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

■クーリング・オフの手続きの手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。



■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社××××□□営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
 茨城県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス等) 8日間
- ・電話勧誘販売 8日間
- ・連鎖販売取引 (マルチ商法) 20日間
- ◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品 (化粧品・健康食品) で使用した分は、原則クーリング・オフができません。
- ・特定継続的役務提供 (エステティックサロン・語学教室等) 8日間
- ・業務提供誘引販売取引 (サイドビジネス商法等) 20日間
- ・訪問購入 (いわゆる訪問買取) 8日間

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン 188
茨城県消費生活センター
 消費生活相談 ☎029-225-6445

お近くの消費生活相談窓口につながります
 相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口によって異なります。
 〒310-0802 茨城県水戸市柵町 1-3-1 水戸合同庁舎内
 ※土曜日・祝日・年末年始はお休みです。
 受付時間:月～金曜日 午前9時～午後5時
 日曜日 (電話相談のみ) 午前9時～午後4時



消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。
 「これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか?」
 困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。



SNSで誘われて... もしかして悪質商法かも!

関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン



- マルチ商法 マルチまがい商法
- 架空請求 不当請求
- アポイントメント セールス

消費者ホットライン 188

お近くの消費生活相談窓口につながります

相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口によって異なります。

茨城県消費生活センター
 ☎029-225-6445

いばらき消費生活ナビ

検索

@ibaraki_CAN

